

第6次常滑市総合計画基本計画等の改訂（案）について【概要版】

1 概要

まちづくりの総合的な指針となる「第6次常滑市総合計画」における基本計画（前期）の期間が2024（令和6）年度で終了することから、現行の計画をもとに必要な応じて見直し等を行い、**後期基本計画を策定**します。なお、集約して一体的に策定した総合戦略も同様に改訂し、**次期総合戦略（第3期）を策定**します。

2 総合計画の構成と期間

- ・ 計画期間は2022（令和4）年度～2028（令和10）年度の7年間
- ・ 2024（令和6）年度までを前期、2025（令和7）年度からの4年間を後期と位置付け
- ・ 「基本構想」「基本計画」「実行計画」の三層構造で構成

【構成・期間イメージ図】



3 主な改訂内容

(1) 総合計画基本計画

7つの基本目標のうち、主に3つの目標にかかる施策等を改訂します。

①【基本目標3 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち】

令和7年4月に「地方独立行政法人知多半島総合医療機構」が設立することに伴い、取組方針等を新たに定めた中期目標等の内容に改訂します。（17～18頁「施策3－2 医療体制づくり」参照）

②【基本目標5 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち】

令和6年3月に策定した「常滑市地域公共交通計画」と整合した内容に取組方針等を改訂します。（35～36頁「施策5－1 公共交通」参照）

③【基本目標6 魅力にあふれ、人が集い、進化するまち】

観光推進体制の強化及び宿泊税を活用した施策や観光案内所を魅力発信の場として充実させる施策を追加します。（45～46頁「施策6－1 観光・シティプロモーション」参照）

■その他の改訂

- ・法改正及び時点更新による改訂（グラフなどの数値の更新、計画していた事業や工事の完了 等）
- ・総合計画に盛り込んだ行財政改革も同様の見直し等により改訂します。

(2) 総合戦略

第2期総合戦略の枠組みや方向性を踏襲しつつ、一部の施策等を改訂します。

- ① 基本的方向…社会環境の変化等に合わせ、一部の施策における「基本的方向」を改訂
- ② 名称…国が「新しい地方経済・生活環境創生」を打ち出したが、国の取組みの名称によらず、地方創生の取組みを継続していくこととし、名称を「第3期とこなめ地方創生総合戦略」に改訂

